

第三次「子ども読書活動推進基本計画」(案)について

資料7-1

平成25年3月
文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

経緯

- H13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」成立
- H14年8月 「第一次基本計画」閣議決定（H15年度～19年度）
- H20年3月 「第二次基本計画」閣議決定（H20年度～24年度）
- H23年9月 「国民の読書推進に関する協力者会議」報告書
- H24年7-12月 関係団体、有識者ヒアリング
- H24年12月 中教審スポーツ・青少年分科会
「第三次基本計画(骨子案)」について
- H24年12月 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(告示)」
改正
- H25年3月-4月 「第三次基本計画(案)」パブリックコメント
- H25年3月 中教審スポーツ・青少年分科会
- H25年4月-5月頃 「第三次基本計画」閣議決定(予定)

《参考1》子どもの読書活動の推進に関する法律(H13) 一抄一

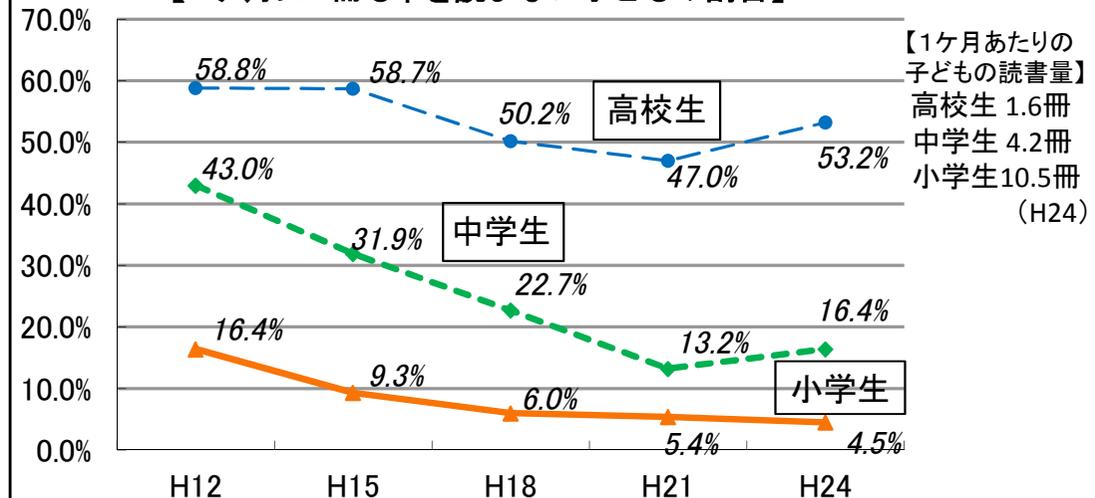
第8条

- 1項 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 2項 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3項 前項の規定は、子ども読書推進基本計画の変更について準用する。

《参考2》子どもの読書量

小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて、子どもたちが読書をしなくなる傾向にある。

【1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合】



出典:【第58回学校読書調査】

▼調査(社)全国学校図書館協議会、毎日新聞社

▼調査時期 平成24年6月

第三次「子ども読書活動推進基本計画」(案)の概要①

1. 第三次子ども読書推進計画とは

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、今後おおむね5年(H25-29年度)にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするもの

2. 現状と課題

《現状》

- ①図書館数 (H17年度) 2,979館 → (H23年度) 3,274館
- ②児童用図書の貸出冊数(年間)
(H19年度) 約1億3,419万冊 → (H22年度) 約1億7,354万冊
- ③読解力 (H18年度) 15位/57か国 → (H21年度) 8位/65か国

《課題》

①学校段階における差が依然として大きい

| | | |
|---------------------|-----|-------|
| ※不読率(H24) | 小学生 | 4.5% |
| 1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合 | 中学生 | 16.4% |
| | 高校生 | 53.2% |

②地域間の取組の差が大きい

| | 市 | 町 | 村 |
|----------------------|-------|-------|-------|
| ※市町村計画策定率(H23年度) | 71.0% | 41.0% | 29.7% |
| ※市町村別公立図書館設置率(H20年度) | 98.0% | 59.3% | 22.3% |

3. 基本的方針

①家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

- ・家庭、地域、学校が担うべき役割の明確化。
- ・国、地方公共団体、民間団体等が連携を図りながら子どもたちが読書に親しむ機会を提供。

②子どもの読書活動を支える環境を整備

- ・読書環境の地域格差の改善。
- ・読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備。

③子どもの読書活動に関する意義の普及

- ・読書活動の意義の普及に努め、社会的機運の醸成を図る。

4. 推進体制等

①国

関係省庁、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を深めるとともに、子どもの読書活動を推進するための関連情報を収集、提供する。

不読率の改善

| 《現状(H24)》 | 第三次基本計画 【指標】(H29) | 《参考(H34)》 |
|-----------|----------------------|-----------|
| 小学生 4.5% | → 3%以下 | → 2%以下 |
| 中学生 16.4% | → 12%以下 | → 8%以下 |
| 高校生 53.2% | → 40%以下 | → 26%以下 |

今後10年間で不読率の「半減」を目指す

②地域

都道府県・市町村は「子ども読書活動推進計画」を策定する(法第9条)。都道府県は100%の策定率だが、市町村はさらなる策定を目指す。

市町村推進計画の策定率の向上

| | | |
|-----------|---|-----------|
| 《現状(H23)》 | | 【指標(H29)】 |
| 市 71% | → | 100% |
| 町村 39% | → | 70%以上 |

③子どもと本をつなぐネットワーク

子どもと本をつなぐ全ての人の連携を促進するため、国、地方公共団体、民間団体が各々の活動内容を充実させ、連携・協力を図る。

第三次子ども読書活動推進基本計画(案)の概要②

5. 子どもの読書活動の推進のための方策

① 家庭

◆家庭での読書の習慣づけ

- ・理解の促進
- ・ブックスタート
(乳児健診時に、読み聞かせ方法の説明・絵本の配本を実施)

④ 民間団体等

◆読書週間等のキャンペーンの実施

◆民間団体等の活動支援 (子どもゆめ基金)

◆ボランティアグループ、企業の社会貢献活動

⑤ 普及啓発活動

◆「子ども読書の日」(4月23日)

◆「文字・活字文化の日」(10月27日)

◆優れた取組の奨励

- ・優れた実践をしている学校、図書館、民間団体、個人を表彰 うちどく
- ・家庭ふれあい読書(家読)等の推進
- ・書評合戦(ビブリオバトル)の推奨
- ・読書活動を通じた国際交流の推進

◆優良な図書 の普及

児童福祉文化財として推薦される優良図書を図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等に配布

② 地域

◆図書館の役割と取組

- ・図書館による読書活動に関する情報提供の推進
(全ての図書館でインターネット等を活用した情報提供)
- ・学校図書館との連携強化
- ・ボランティア活動の促進(ボランティア登録制度等)

◆図書館の機能強化

①公立図書館の整備

- ・都道府県100%、市98.0%、町59.3%、村22.3%
- ・未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を考慮し、図書館の設置に努める

②図書館の資料、施設等の整備・充実

- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(告示)(H24年12月)を踏まえ、以下を推進
- ・移動図書館の活用
- ・情報化の推進(オンライン閲覧目録(OPAC)等の導入)
- ・子どもの利用のためのスペース整備(児童室等)
- ・障害のある子どものための諸条件の整備・充実(点字資料、大活字本、録音資料等)
- ・運営状況に関する評価等の実施

◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

◆その他

- ・「国際子ども図書館」と学校図書館等の連携
- ・大学図書館の知見や資料の活用
- ・児童館での読み聞かせやお話会

③ 学校等

◆幼稚園、保育所、認定こども園

幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

◆小学校、中学校、高等学校等

①学習指導要領

言語に関する能力の育成や人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を充実

②読書習慣の確立、読書指導の充実

- ・全校一斉読書活動
- ・児童生徒による図書紹介
- ・卒業までの読書目標の設定
- ・障害のある子どもの読書活動の推進

◆学校図書館の資料、施設等の整備・充実

①学校図書館図書整備5か年計画

《地方交付税措置》 (H24-28年度)

- ・学校図書館図書標準
単年度約200億円(総額約1,000億円)
- ・学校図書館への新聞配備
単年度約15億円(総額約75億円)

②学校図書館図書標準の達成

現状(H23年度末)

小学校 56.8 %
中学校 47.5 %

学校図書館図書標準の達成

◆学校図書館の情報化

- ・コンピューターの整備、図書情報のデータベース化等

◆司書教諭、学校司書等の人的配置の推進

《学校司書の配置に対する地方交付税措置》

H24年度から単年度約150億円